

高齢者在住の住居の住宅改修に 国や市が 助成金制度を設けています。

高齢者のおられる住宅を バリアフリー改修する場合、
国が設けた制度（介護保険制度 または重度障害者向け社会福祉制度）から
工事費用の助成を受ける事が出来ます。

このページでは 介護保険を利用した助成を説明させていただきます。

①介護保険制度を利用する

→ 米原市では 健康福祉部 高齢福祉課 が担当

助成金の内訳→米原市では 512,000円を上限額として助成

段階① 国の介護保険制度から実質180,000円まで助成

※助成上限 20 万円に対して、自己負担額が 1 割となる計算です。

段階② 補助の対象となる範囲の工事費用が 200,000円を越す場合は

米原市の助成金を受ける事が出来る。 ←高齢者住宅小規模改造助成制度です。

↓

65歳以上の方が対象となります。

対象となる工事費用から①の200,000円を差し引いた残額の半分で、

なおかつ上限を332,000円として助成

※つまり対象となる工事費残額が664,000円以上は上限一律となります。

※所得制限がありますが、申請時に役場との面談にて把握出来ます。

注意点→助成の支給は原則として一度限りとなります。

たとえば

A. 玄関にスロープやてすりを各所設置する工事を申請した場合

（仮定で 工事費用を 20 万円とすると 20 万円以内は介護保険制度のみとなり）

この場合 助成金は差し引き 18 万円で 施主の実質負担費は 1 割の 2 万円です。

B. 複数各所の床などをバリアフリー段差解消にするための工事を申請した場合

（仮定で 工事全費用が 150 万円で、その中で補助の対象となる部分の工事費用が
100 万円であったとすると その 100 万円に対し各助成が行われます）

100 万円 - 介護保険助成 20 万円 (18 万+施主負担 2 万) 円 = 80 万円

残価 80 万円 - 米原市助成 332,000 円 (残額の 1/2 < 332,000 円) 円

↓

つまり 100 万円のうち 18 万円+33.2 万円の 51.2 万円が助成の合計額となり、よって 施主の負担額は総計 98.8 万円で済む事となります。

重要ポイント

現在 介護認定を受けておられない方でも、介護認定の適用対象となる 高齢者のかたが 本当はたくさん おいでになります。

次ページに 認定基準を掲載させていただきました。さらなる詳細は是非お気軽に役場に相談してみてください。

介護認定を受けても 以降に何ら支出は発生しません。介護認定も無料で各種サービスを任意で受ける場合は 1割負担となるだけです。